

「学習院水桜会」 会則

(名称)

第一条 本会を学習院水桜会と称する。

(目的)

第二条 本会は、会員相互の親睦を深め、併せて母校学習院水泳部の支援等を主たる目的とする。支援方法に関しては、理事会において検討する。

第三条 本会は、前条の目的達成のため、適切な事業を行う。

(組織)

第四条 本会の会員は、学習院水泳部に在籍した交友をもって組織する。学習院水泳部とは、大学、女子大学、高・中等科、女子中・高等科の水泳部すべてを含める。

第五条 本会に前条で定めるほかに、本会会員の推薦により、本会総会の承諾を得た者を会員とすることができる。また、別に同様の手続きを経て、賛助会員を置くことができる。

第六条 会員は、毎年別に定める会費を支払わなければならない。
但し、学生等未就職の者および70才を超える者の会費納入を免除することが出来る。

(役員を選任および任務)

第七条 本会に次の役員を置く。会長一名、副会長二名、理事約三十名(含会計担当理事)、事務局長一名、会計監査二名。尚、必要に応じて、名誉顧問、顧問を置くことができる。

第八条 会長以下各役員案は、理事会で原案を作成し、総会で承認を得る。会長は、本会を代表して会務を統括する。

第九条 副会長は、会長を補佐し、会長が会務統括できない場合は、その職務を代行する。

第十条 事務局長は、会長、副会長の意向を基に、理事会を随時開催し、活動原案を作成する。活動原案は、会長、副会長に答申し、決裁を委ねる。

(総会)

第十一条 本会の総会は、会長の招集により、定期総会を4月開催とし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

第十二条 本会の総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。当該議事につき書面(委任状)を持って予め意思表示したものは出席者とみなす。

(役員の仕事)

第十三条 役員の仕事は、2年とする。但し、重任、再任を妨げない。

(会費、会計年度)

第十四条 本会の経費は、会費等の収入をもって充当する。

第十五条 本会の会計年度は、毎年2月1日より翌年1月31日までとする。

(規約類の変更)

第十六条 本規約ならびに付則の変更は、総会において、出席者の3分の2以上の決議によるものとする。

(事務局)

第十七条 本会の事務局は、会計担当理事宅に置く。

東京都小金井市前原町1-9-4 小池純子宅内

(発足)

第十八条 本会は昭和23年4月1日発足する。

(その他)

第十九条 この会則に定めるもののほか、必要事項については、会長・副会長・事務局長が協議の上、定める。

<付 則>

第一項 本会の会費は、毎年5月末日までに払い込むものとする。

会費は、年間10,000円とする。ただし、卒業後5年間は年間5,000円とする。

第二項 歴代会長逝去の場合は、生花等で哀悼の意を表す。内容等については会長判断とする。その他会員の逝去の場合は、原則として個人で対応する。(水桜会の団体名を用いることは可能)但し、別途会長が必要と認めた場合はその限りでない。

第三項 本会の規約は、平成1年4月1日より施行する。

改正された会則は、平成10年4月19日から実施する。

改正された会則は、平成14年4月15日から実施する。

改正された会則は、平成21年4月1日から実施する。

改正された会則は、平成21年10月18日から実施する。

改正された会則は、平成23年6月18日から実施する。

改正された会則は、平成24年4月15日から実施する。

改正された会則は、平成25年4月14日から実施する。

改正された会則は、2016年4月17日から実施する。

改正された会則は、2019年8月25日から実施する。